

日本脳炎（２期） 予防接種

☆こちらの説明書と予診票は、対象者の方に配布しております。

☆２期では、ワクチンの追加接種を行うことで、ワクチンの効果をより長期的なものにすることを目的としています。この説明書をよくお読みになり、予防接種を受けましょう。

☆接種年齢を過ぎると自費（有料）になります。

- ◆接種年齢 : 9歳から13歳未満
- ◆接種方法 : 皮下接種1回
- ◆接種場所 : 市内指定医療機関
- ◆持ち物 : 母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所を確認できるもの
*母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。
- ◆費用 : 無料

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方は転出先の市町村窓口にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調がよくなかったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種記入欄を再度ご確認ください。

【日本脳炎について】

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる病気です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。日本での流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染したあとも症状なく経過する 경우가ほとんどですが、症状が出るものでは6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障がい（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障がい（脳の障がい）を生じます。大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。

裏面に続く

★副反応について★

接種直後から多くは3日以内に、発疹、じんましん、かゆみ等の過敏症がみられることがあります。また、全身症状としては、発熱、寒気、頭痛、倦怠感、吐き気、咳、鼻汁などがあります。接種部位の局所症状としては、発赤、腫れ、痛み等が認められることがありますが、通常は2～3日中に消失します。ただし、腫れがひどい場合は接種部位を清潔にし、冷やして様子を見てください。

極めてまれにショック・アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）という副反応がみられます。急性散在性脳脊髄炎（ADEM）は、ウイルス等の感染後あるいはワクチン接種後に、発生する脳神経系の病気で、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障がい等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障がいや脳波異常などの神経系の後遺症が残る場合があるといわれています。

★こんなときは受けられません★

- ① 発熱しているとき（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）
＊平熱の高い人は主治医に相談してください
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合
- ④ 以下の病気にかかった場合

麻疹（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後1～2週間程度あける

いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます

- ⑤ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

★こんなときは受ける際に注意が必要です★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合
- ② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合

★予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1190

関宿保健センター ☎04-7198-5011